

○修学部分休業等の取扱要領の全部改正について

〔平成26年6月25日務甲達第1026号〕
〔石川県警察本部長から部課署長宛〕
改正 平成29年6月23日務甲達第46号

対号1 平成20年3月31日付け務甲達第63号「修学部分休業等の取扱要領の制定について（通達）」

対号2 平成22年3月31日付け務甲達第67号「修学部分休業等の取扱要領の一部改正について（通達）」

対号3 平成26年3月10日付け務乙達第13号「修学部分休業等の取扱要領の一部改正について（通達）」

修学部分休業等の運用については、対号により実施してきたところであるが、この度、配偶者同行休業制度の創設に伴い、別添のとおり「修学部分休業等の取扱要領」を全部改正し、平成26年6月25日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、対号は廃止する。

別添

修学部分休業等の取扱要領

第1 目的

この要領は、「石川県職員等の修学部分休業等に関する条例（平成17年石川県条例第7号）」及び「石川県職員等の修学部分休業等に関する規則（平成17年石川県人事委員会規則第4号）」に基づき、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業及び配偶者同行休業の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要領において「職員」とは、石川県警察職員のうち次に掲げる職員以外の職員をいう。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) その他の法律により任期を定めて任用される職員

第3 修学部分休業

1 修学部分休業の概要

職員は、石川県警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けて、次に掲げる教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院及び同法第108条第3項に規定する短期大学を含む。）及び高等専門学校
- (2) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (3) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校

2 承認の基準

修学部分休業は、大学その他の教育施設における修学が、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められる場合に承認することができるものとする。したがって、単なる個人の趣味や好奇心に関するもの、転職を前提とするもの等、個人の利益に資するものは承認の対象とならない。

3 休業の期間等

(1) 期間

2年を限度とする。

(2) 取得時間及び取得単位

当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲で、5分を単位とする。

4 承認の失効

修学部分休業の承認は、職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

5 承認の取消し

本部長は、修学部分休業をしている職員が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (3) 修学部分休業を取得した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たとき。

6 申請等手続

(1) 承認申請

職員は、修学部分休業の承認を受けようとするときは、修学部分休業を開始する日の2週間前までに修学部分休業承認申請書（別記様式第1号）により申請し、所属長及び警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を經由して本部長の承認を受けるものとする。

なお、申請は修学部分休業の取得を予定している期間の全体について、あらかじめ行うものとする。

(2) 変更等の届出

修学部分休業をしている職員は、第3の5の(1)又は(2)の事由に該当することとなった場合には、修学状況変更等届（別記様式第2号）により、所属長を經由して警務課長に遅滞なく届け出るものとする。

第4 高齢者部分休業

1 高齢者部分休業の概要

職員は、本部長の承認を受けて、加齢による諸事情への対応や地域におけるボランティア活動への従事等のため、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことができる。

2 承認の基準

高齢者部分休業は、公務の運営に支障がない場合に承認することができる。

3 休業の期間等

(1) 期間

定年から5年を減じた年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で職員が申請した日から、定年退職日までとする。

(2) 取得時間及び取得単位

当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲で、5分を単位とする。

4 承認の失効

高齢者部分休業の承認は、職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

5 承認の取消し

本部長は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

6 高齢者部分休業時間の延長

本部長は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

7 申請等手続

(1) 承認申請

職員は、高齢者部分休業の承認を受けようとするときは、高齢者部分休業を開始する日の2週間前までに高齢者部分休業承認申請書(別記様式第3号)により申請し、所属長及び警務課長を経由して本部長の承認を受けるものとする。

なお、申請は高齢者部分休業の取得を予定している期間の全体について、あらかじめ行うものとする。

(2) 変更等の届出

高齢者部分休業の承認を受けている職員は、第4の5に定める同意をするときは、高齢者部分休業の承認の取消し等同意書(別記様式第4号)により、所属長を経由して警務課長に遅滞なく届け出るものとする。

(3) 延長承認申請

高齢者部分休業の承認を受けている職員は、高齢者部分休業時間の延長の承認を受けようとするときは、休業時間の延長を開始する2週間前までに高齢者部分休業時間の延長承認申請書(別記様式第5号)により申請し、所属長及び警務課長を経由して本部長の承認を受けるものとする。

第5 自己啓発等休業

1 自己啓発等休業の概要

在職期間が2年以上で、かつ、勤務成績が良好な職員(特別の事情がある場合を除き、職務復帰後5年以上の勤務が見込まれる職員に限る。)は、本部長の承認を受けて、次に掲げる大学等課程の履修又は国際貢献活動に従事するため、休業することができる。

(1) 対象となる大学等課程

ア 学校教育法第83条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第91条第2項に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)の課程(同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)

イ アに掲げる教育施設の課程に相当する外国の大学(これに準ずる教育施

設を含む。)の課程

ウ その他職員の公務に関する能力の向上に資する教育施設の課程（あらかじめ人事委員会との協議により定めたものに限る。）

(2) 対象となる国際貢献活動

ア 独立行政法人国際協力機構（JICA）が自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）

イ 外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動（あらかじめ人事委員会との協議により定めたものに限る。）

2 承認の基準

自己啓発等休業は、自発的な大学等課程の履修又は国際貢献活動への従事が、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められる場合に承認することができるものとする。したがって、単なる個人の趣味や好奇心に関するもの、転職を前提とするもの等、個人の利益に資するものは承認の対象とならない。

3 休業の期間

(1) 教育施設における修学

2年を限度とする。ただし、大学院の課程又はこれに相当する外国の大学の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合は、3年を限度とする。

(2) 国際貢献活動

3年を限度とする。

4 承認の失効

自己啓発等休業の承認は、職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

5 承認の取消し

本部長は、自己啓発等休業をしている職員が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

(1) 自己啓発等休業に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたとき。

(2) 正当な理由なく、自己啓発等休業に係る大学等課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席しているとき又は国際貢献活動の全部若しくは一部を取りやめたとき。

(3) その他の事情により自己啓発等休業に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じたとき。

6 自己啓発等休業の期間の延長

自己啓発等休業をしている職員は、第5の3に定める範囲内において、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる（当該延長に係る申請は、特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。）。

7 自己啓発等休業の手続

(1) 承認申請

職員は、自己啓発等休業の承認を受けようとするときは、自己啓発等休業を開始する日の1月前までに自己啓発等休業承認申請書（別記様式第6号）により申請し、所属長及び警務課長を経由して本部長の承認を受けるものとする。

(2) 変更等の届出

自己啓発等休業をしている職員は、第5の5の(1)から(3)の事由に該当することとなった場合は、自己啓発等状況変更報告書（別記様式第7号）により、所属長を経由して警務課長に遅滞なく届け出るものとする。

(3) 延長承認申請

自己啓発等休業の期間の延長に係る申請手続については、(1)の例によるものとする。

8 休業状況の報告等

自己啓発等休業をしている職員は、所属長に修学状況等を定期的（大学等課程の履修の場合であれば学期ごとに一度、国際貢献活動であれば半年に一度）に報告するものとする。また、所属長は、職員の円滑な職務復帰のため、職場の業務状況等に関する資料を送付するなど、定期的に休業中の職員との連絡をとるものとする。

第6 配偶者同行休業

1 配偶者同行休業の概要

勤務成績が良好な職員（特別の事情がある場合を除き、職務復帰後5年以上の勤務が見込まれる職員に限る。）は、本部長の承認を受けて、外国で勤務する配偶者と外国において生活を共にするため、休業することができる。

2 承認の基準

配偶者同行休業は、職員の配偶者が次に掲げる事由により、6月以上にわたり外国に滞在することが見込まれる場合に承認することができる。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営むことその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法第1条に規定する大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学

3 休業の期間

3年を限度とする。

4 承認の失効

配偶者同行休業の承認は、職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

5 承認の取消し

本部長は、配偶者同行休業をしている職員が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (2) 配偶者が外国に滞在しないこととなった場合
- (3) 配偶者の外国に滞在する事由が第6の2の(1)から(3)の事由に該当しなくなった場合
- (4) 職員が産前産後の特別休暇を取得することとなった場合
- (5) 職員が育児休業を承認されることとなった場合

6 配偶者同行休業の期間の延長

配偶者同行休業をしている職員は、第6の3に定める範囲内において、1回に限り、配偶者同行等休業の期間の延長を申請することができる。ただし、配偶者の外国での勤務が引き続くことが、延長申請時に確定していなかったという特別な事情が認められる場合は、再度の延長を申請できるものとする。

7 配偶者同行休業の手続

(1) 承認申請

職員は、配偶者同行休業の承認を受けようとするときは、配偶者同行休業を開始する日の1月前までに配偶者同行休業承認申請書（別記様式第8号）により申請し、所属長及び警務課長を經由して本部長の承認を受けるものとする。

(2) 変更等の届出

配偶者同行休業をしている職員は、第6の4の(1)若しくは(2)又は第6の5の(1)から(4)の事由に該当することとなった場合は、所属長を経由して警務課長に遅滞なく届け出るものとする。

(3) 延長承認申請

配偶者同行休業の期間の延長に係る申請手続については、(1)の例によるものとする。

第7 給与等の取扱い

修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業及び配偶者同行休業をしている職員の給与等の取扱いは、別表のとおりとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、修学部分休業等の取扱いに関し必要な事項は、本部長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

別表 別記様式 (略)